

## 【中学・学校生活の手引き】

1. 明光学園生徒としての自覚を持ち、社会の良き一員となるため、常に自分を高めていくことを心がけよう。
2. 両親や先生など、目上の人々の助言や指示には素直に従おう。
3. 言葉や行動は、良心に恥じることないように気をつけ、常に純潔で明るい態度を持ち続けよう。
4. 目上の人、生徒に対しても真心と親しみをもち、正しく挨拶をしよう。
5. 同じ学園に学ぶ生徒として、人格を磨きあい、互いに自由を尊重するとともに、人に迷惑をかけないように、自分の行動に責任を持とう。
6. 学園創立者の『愛と奉仕』の精神を理解し、世の中を明るくするために進んで善行に励もう。

### I 通学・下校

通学には制服を着用し、交通ルールを厳守して事故防止に努めること。

生徒朝礼	8時40分
授業開始	8時50分
完全下校	19時

### II 出欠席・忌引き等

1. 正当な理由なく遅刻・欠席・早退をしてはならない。また、始業から終業時までの出席は必須とする。  
※校外への外出は認められない。

2. **欠席・早退・遅刻の場合**:朝礼開始前までに必ず保護者が「BLEND」へ入力するか、学校へ連絡をする。
3. **遅刻時**:職員室で遅刻カードを記入し、校長印をもらって授業担当者に提出する。
4. 公式試合・コンクール等、校長が認めた事由については公欠扱いとし、欠席には含まれない。
5. 忌引きの日数は以下の通りとする。

父母	7日以内
祖父母	3日以内
兄弟姉妹	3日以内
伯叔父母・曾祖父母	1日以内

6. 登校後、やむを得ず一部の授業を受けられない場合は、授業担当者に届け出て許可を得る。その場合は欠課扱いとする。

### III 届け出を要する事項

1. 自分や家族、同居人が感染症にかかった場合は、速やかに学校へ届け出る。
2. 旅行のために学生割引を利用する場合は、所定の「旅行届」を提出する。
3. 住所、保護者、家庭状況などに変更が生じた場合は、所定の様式に記入の上、学校に提出する。
4. 自転車で通学する場合は、「自転車通学届け」を提出する。又、ヘルメットを必ず着用する。

### IV 許可を要する事項

1. **早退・登校後の校外への外出**  
やむを得ない理由により早退したり、登校後に校外に出る必要がある場合は教員に申し出て「許可書」を受け取ること。
2. **特別な服装が必要な場合**

規定外の服装をする必要がある場合は、「異装許可願」を提出し、許可を得ること。

### 3. 校外活動への参加

事前に担任に届け出て、校長の許可を受けること

- a. 校外の団体に加入するとき。
- b. 校外の行事・催し物・集会などに参加するとき。
- c. 家庭を離れて下宿等をするとき。

## V 校内生活

1. 教室や廊下では静粛にし、他人の迷惑にならないよう心がける。
2. 校内では名札をつける。
3. 学校の清潔・整理整頓・美化に努め、清らかで落ち着いた雰囲気をつくること。
4. 公共物を大切に、破損しないよう注意すること。万一破損した場合は速やかに教員に申し出て指示を受けること。
5. 施設や備品を使用する場合は、担当の先生に願い出て許可を受ける。
6. 休日における生徒のみで学校の施設利用は認めない。
7. 金銭の無断徴収、貸借行為は禁止とする。
8. 次のことは事前に担任に相談し、校長の許可を得てから行うこと。
  - a. 校内で集会を開こうとする場合。
  - b. 校内で掲示物、ポスターを表示しようとする場合。
  - c. 校内で募金、署名活動等しようとする場合。

## VI 校外生活

1. 保護者の許可なしに、他者の家に泊まらないこと。
2. 日没後の外出は注意し、20時以降一人で外出しないこと。
3. 風紀を乱す恐れがある場所には行かないようにすること。

## VII 所持品

1. 学生としてふさわしくない物品を所持しないこと。
2. 貴重品や多額の現金を持参しない。やむを得ず持参する場合は、その管理に特に注意すること。

## VIII 服装・身だしなみ

明光学園生として、常に適切な身だしなみに心がけ、清潔感のあるきちんとした服装をすること。

### 1. 制服（本校規定のもの）

- ・ジャケット
- ・スカート（膝の中央丈）、スラックス
- ・カッターシャツ、ポロシャツ、ネクタイ、リボン、ソックス
- ・ブラウス、ベスト、セーター、コート、革靴、上履き
- ・バッグ（規定以外のバッグは使用不可）

### 衣替え時期

気象状況に合わせて設定する。行事や儀式の際は指定された服装を守ること。

### 防寒着・防寒具

- ・コートは規定のものとする。
- ・マフラーや手袋は登下校時のみ着用を認める。

- ・教室内でのひざ掛けの使用を認める。ただし、使用は気候や体調に応じた範囲とし、派手なものや授業の妨げになるような大きなものは避けること。また、試験時は使用禁止とする。

## 2. 髪型 自然な髪型の維持

- ・中学生らしく自然で清潔感のある整った髪型を心がける。
- ・肩にかからない長さとし、それより長い髪は必ず低い位置で結ぶこと。
- ・シニオン（お団子）、耳より高い位置での結び方は不可とする。
- ・ルーズな結び方（崩れた状態）は認めない。
- ・髪を結ぶゴムは、黒・茶・紺色の無地のものとし、装飾のあるものは不可とする。
- ・脱色、染色、パーマ、カールなどの人工的な加工等は禁止。
- ・前髪は目にかからない長さとする。

3. 口紅（色付きリップ含む）、マニキュア、アイプチ等の化粧品は一切禁止。

4. カラーコンタクト、ネックレス、ピアス、指輪等の装身具の使用は禁止。

上記以外でも、本校生徒として相応しくない服装、服飾品、所持品は厳に慎むこと。

## IX 携帯電話・スマートフォン

- ・原則、校内の持込みを禁止とする。
- ・腕時計タイプの携帯情報端末（スマートウォッチ）については、校内での着用は認めない。  
※規定に反した場合は、生徒指導の対象となる。

## X iPad

- ・学習目的以外での使用は認められない。
- ・iPad利用の校内ルール5原則を守ること。

## 特別指導（罰則規定）

以下の項目に違反した場合、該当する指導または罰則が適用される。

1. 学則違反
2. 考査における不正行為
3. 暴力・暴言
4. いじめ・嫌がらせ
5. 飲酒・喫煙・万引き
6. 器物破損（校内外、机上等の落書きを含む）
7. 情報機器（SNSなど含む）の不正利用
8. 定期券、乗車券の不正使用
9. 無断外泊、旅行等の無許可活動
10. 暴力行為、脅迫、又はこれに類する行為
11. 無許可の芸能活動、オーディション申込、コンテスト参加
12. 本学園生徒としてふさわしくない行為
  - ・服装規定違反
  - ・公共の場所での迷惑行為
  - ・本校生徒として相応しくない校友関係、不明朗な男女交際。

罰則：退学・停学・謹慎・訓戒（誓約書）

## 考查についての心得

- (1) 考查の時は、各クラスごとに出席番号順に定められた席に着き、許可なく座席をかわらない。
- (2) 教科書・ノート・下敷き・筆箱・その他のものを鞆に入れ、指定の場所にきちんと置く。机の中には何も入れない。
- (3) 机の上には、鉛筆・消しゴム・事前に指定されたものだけで、その他のものは一切置いてはならない。必要品は自分が使用するもので、隣の人と共同で使用してはならない。
- (4) 問題用紙が配られたら、沈黙のうちに後ろの人に用紙を送る。先生の指示があるまで裏返しにふせ、「はじめ」の合図で一斉にあけ、氏名記入後解答を始める。終了の場合も、「やめ」の合図で鉛筆を置き、裏返しにして沈黙する。
- (5) 不正な行為及び不正を疑われるような行為をしない。受験中、消しゴム・鉛筆・問題解答用紙を落とした場合は、必ず手を挙げる。自分勝手に処置してはならない。
- (6) 最善を尽くして解答につとめ、答案は必ず提出する。
- (7) 解答が終了しても規定時刻まで解答用紙提出も、退出もできない。健康上の都合で退室しなければならない場合は、先生の指示に従い解答用紙を提出後、保健室に行く。一度退室した後、再入室することはできない。
- (8) 考查終了の合図があった時は、すぐに解答を中止して、指示を待つ。
- (9) 考查場においては、監督の指示に従う。
- (10) 受験心得を守らず、再三注意しても改めない場合は退室させられる。

## 保健室利用について

- (1) 必ず養護教諭又は担任、教科担当者に届けて治療を受ける。
- (2) 許可なしに医薬品を使わない。
- (3) 保健室で休養する時は、必ず養護教諭か担任に届ける。
- (4) こまかな規定は校友会保健委員会の話し合いで決める。

## 図書室利用について

- (1) 開室時間  
休日以外、毎日8時15分から、午後5時30分まで。
- (2) 長期休暇中は予告した一定の期間だけ開室する。
- (3) 室内で閲覧した図書、新聞、雑誌などは、必ず元の位置に返す。
- (4) 図書の借用・持ち出しについて
  - ①利用者カードと借りたい本を係に掲示する。係がコンピューターを処理する。
  - ②返却する時は返却箱に入れる。
  - ③貸出期間は原則1週間以内とする。
  - ④期限を過ぎても返却しなかった場合は、貸出禁止の扱いを受けることがある。
- (5) 閲覧の心得
  - ①図書は丁寧に取扱い、汚したり、破損したりしないように注意する。
  - ②本棚の図書の配列を乱さない。
  - ③室内では特に静粛を守り、音読、談話、飲食などをしない。
  - ④図書館関係教諭・司書・校友会図書委員会の話し合いで決める。